

離婚

に関連するおもな手続

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください	手 続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！			
	前配偶者と同居中で、生計を別にしてしている方	世帯分離届				
	姓が変わる方で、マイナンバーカード または 住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※暗証番号の入力が必要です		市民課 市役所1階7~10番窓口	
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります				
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)	受付窓口でご相談ください			
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	受付窓口でご相談ください		市民課 市役所1階2~3番窓口	
保険 年金	姓など保険証の記載に変更がある方で、国民健康保険に加入している方	保険証の変更	変更前の国民健康保険証		市民課 市役所1階7~10番窓口	
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書			
	姓が変わる方で、75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	保険証の変更(後日郵送)	変更前の後期高齢者医療保険証			
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方 (国民健康保険・後期高齢者医療に加入の方)	各種認定証の変更(後日郵送) ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	変更前の各種認定証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証		保険年金課 市役所1階12番窓口	
	年金を受給している方	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は氏名変更の届出は原則不要ですが、未登録の方等は届出が必要です ※共済年金の方は共済組合へ、農業者年金の方は農協または農業委員会へお問い合わせください			日本年金機構 米沢年金事務所 0238-22-4220	
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳~中学生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・請求者のマイナンバーが確認できる書類 ・請求者の預金通帳 ※公金受取口座(マイナポータル)を希望する場合は省略可 ・請求者の健康保険証 ※その他書類が必要な場合があります			
	子育て支援医療証をお持ちで主たる生計維持者が変わる方(0歳~高校生等) ※18歳になった年の年度末まで	子育て支援医療証の変更	・子育て支援医療証 ・健康保険証(子)		子育て支援課 市役所1階14番窓口	
	保育所等に入所を希望する方	保育所等の入所申込	詳しく説明しますので、子育て支援課窓口までお越しください			※必要なものがそろっていない場合も窓口へお立ち寄りください
	保育所等に入所しているお子さんがいる方	教育・保育給付認定変更申請書兼届出事項変更届	・届出人の本人確認書類 ・健康保険証(子)の写し			
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求	受付窓口でご相談ください			
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	受付窓口でご相談ください			
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	学校から申請書を受け取り必要事項を記入のうえ、当該学校へ提出してください		通っている学校	
	放課後児童クラブの利用を希望する方	児童クラブ入会	就労証明書など		各児童クラブ	
高 齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 (後日郵送)	介護保険証		高齢福祉課 市役所1階16番窓口	

障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	受付窓口でご相談ください	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険証 ※認印が必要な場合があります	
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証の氏名変更	・自立支援医療受給者証 ・健康保険証	社会福祉課 市役所 1 階 15 番窓口
	各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当）を受給している方	・氏名変更届、口座変更届（氏名に変更があった場合） ・所得状況届変更届・承諾書	受給者の預金通帳	
	重度心身障がい児養育手当を受給している方	氏名変更届、口座変更届（氏名に変更があった場合）	受給者の預金通帳	
	心身障がい者扶養共済加入者	氏名変更届、口座変更届（氏名に変更があった場合）	受付窓口でご相談ください	
税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用者変更の異動届 ※メールでの手続も可 （詳しくはホームページをご覧ください）	所有者名義が変わる場合 ・本人確認書類 ※郵送または来庁での手続	上下水道部庁舎 1 階 水道センター・料金窓口 0238-22-4511
	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印 ・振替希望税目等の納税通知書や納付書	納税課 市役所 2 階 1 番窓口 または金融機関窓口
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続 市営住宅の入居・同居の相談	受付窓口でご相談ください	市営住宅指定管理公益サービス共同企業体 0238-40-8700



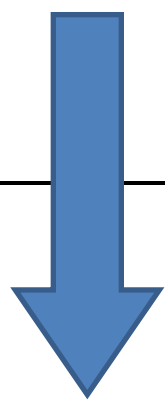
992-8501
米沢市金池五丁目 2 番 25 号 米沢市役所
☎0238-22-5111
開庁（受付）時間 8 時 30 分～17 : 00
（土日・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

米沢市ホームページ <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

手続チェックシート

離婚される方へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年 2 人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがあるときは、夫婦の一方を親権者と決めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から 10 日以内に届出をしてください。



関連する手続は内側にあります

必要な書類が届出の日にそろわない手続は、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

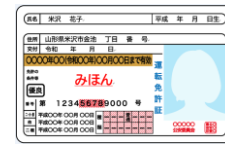
忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で本人確認できるもの



運転免許証

マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に2点が必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・年金手帳※
- ・社員証、学生証など

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続するときは

1. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係等により確認させていただきます。
2. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。